

○道路使用許可取扱要領

令和 5 年 6 月 22 日

山口交規第 405 号

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 77 条の規定に基づき、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が行う道路使用許可（以下「許可」という。）の取扱いについて、その適正と斉一を図るため必要な事項を定めるものとする。

第 2 法令の準拠

許可の取扱いは、法、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）、工事又は作業を行う場合の道路管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和 35 年総理府、建設省令第 2 号。以下「命令」という。）及び山口県道路交通規則（昭和 47 年山口県公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 3 申請受理、審査等

1 申請書の受理

警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の 2 以上の管轄区域にわたる許可の申請は、当該行為が移動しないものについては、主たる使用場所を管轄する警察署等、また、移動するものについては、原則として出発地を管轄する警察署等が受理するものとする。

2 法第 78 条第 1 項の規定による道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）を受理するに当たっては、次の事項を確認すること。

- (1) 記載事項の適否
- (2) 他の法令による申請又は許認可等の必要の有無
- (3) 交通安全施設の移設、撤去、一時撤去等の有無

3 申請書には、次の書類の添付を求めること。

- (1) 使用の場所、区間、方法、形態、現場責任者等を明らかにした書類
- (2) 他の官公庁等の許認可の有無を確認する必要がある場合は、その許認可の有無が確認できる書類
- (3) 土地、建物等の所有者、占有者、居住者等の同意が必要と認められる場合は、その同意があったことを明示した書面又はその写し

4 祭礼等雑踏警備を伴う許可の申請及び、規則第 17 条第 8 号に基づく治安警備実施を伴う集団行進の許可の申請については、受理に先立ち交通課と警備課で協議して受理すること。

5 申請書及び添付書類が不備の場合又は、当該許可の内容が法第77条第2項各号に適合しない場合については、これを訂正又は変更等の措置をさせた後に受理すること。

6 ガス、水道管等の破裂、電線の切断、道路の陥没等に伴い、災害に発展するおそれのある事態等に対応するため、一時的に行う緊急工事については、一旦電話又はFAXで受理し、緊急工事受理簿（様式第1号）に記載するとともに、後日、速やかに申請書を提出させること。

また、緊急工事における道路使用許可は、ライフラインの破損等の緊急事態に迅速に対応するための特例的な措置であるが、緊急工事で仮復旧等を行った後に、本格的な補修工事等を実施する場合であっても、工事内容が同一のものであれば、一件の申請とすること。

7 申請の受理日については、許可申請日と許可期間の間隔が開きすぎると道路事情等が変わることも予想されることから、特段の事情が認められる場合を除き、原則1ヶ月前からの受理とすること。

ただし、申請の時期が早いことを理由に不許可とすることはできないことから、受理期間前は事前相談として応じ、行政指導を行いながら、申請に適当な時期がきた時点で受理すること。

第4 電子申請の取扱い

1 申請・受理手続

道路使用許可の電子申請（以下「電子申請」という。）については、山口県庁で構築している「やまぐち電子申請サービス」による申請及び道路管理者から送付された道路使用許可申請データについて受け付けることができる。

2 電子申請の対象

電子申請により受け付けることができる道路使用許可に係る申請対象は次に掲げるものとする。

- 道路使用許可の申請（新規・継続）
- 道路使用許可の変更届出
- 道路使用許可の再交付申請

3 申請要件

電子申請により受け付ける申請について、原則、制限は設けないが、例えば、

- ・ 主要幹線道路や広範囲において道路を使用する場合などで、交通の安全と円滑に多大な影響を及ぼすおそれがあり、申請者等に申請内容の詳細を直接確認する必要があると認められる場合
- ・ 公安委員会又は警察署長等による交通規制を検討する必要がある場合

などの特異な申請について、警察署長が必要と認める場合は、書面申請によることができる。

4 申請データの確認

行政端末で申請データの有無について、執務時間内に1日1回以上確認すること。

5 申請データの補正

他の警察署等への申請が誤ってなされた場合については、申請者に対し速やかに、申請先を管轄する警察署等に修正するよう求めること。

その他、申請データに不備があり補正の必要がある場合は、申請者に対し、所要の補正を指導すること。

6 申請の受理及び審査の開始の通知

電子申請については、申請データに不備がないことを確認した段階で受理することとし、審査の開始の通知については、手数料の納付方法の別により、次によるものとする。

(1) 山口県収入証紙（以下「県証紙」という。）による納付申請を受理した段階で通知を行うこと。

(2) 電子決済（Pay-easy 又はクレジットカード）による納付（以下「電子納付」という。）申請を受理後、手数料を納付するよう通知し、手数料の納付が確認できた段階で審査の開始の通知を行うこと。

7 申請データの出力

申請を受理した際は、各警察署等で申請データを印刷し、決裁を受けること。

8 道路使用許可申請処理簿の記載

電子申請と書面申請を区別することなく記載、採番すること。

また、道路使用許可申請処理簿の「収納方法」欄に手数料の収納方法の別を記入すること。

9 添付書類の郵送等

原則、添付書類は「やまぐち電子申請サービス」を活用してデータの送付を受けることとなるが、データの容量が大きすぎて送付できない等の場合は、添付書類のみ郵送又は持参させること。

10 二重納付の防止

電子納付に係る申請については、許可証交付時に既に手数料が納付済みであることから、改めて申請者に手数料の納付を求めることのないようにするほか、県証紙納付に係る申請と区別して保管・管理するなどして、二重納付の防止を徹底すること。

11 受付及び許可日の決定

受付日は、申請データが到達した日とする。

電子申請に係る申請の許可日については、電子納付、県証紙納付の別により、次によるものとする。

(1) 電子納付に係る申請の場合

決裁時、既に手数料が納付されているため、決裁日を許可日とすること。

(2) 県証紙納付に係る申請の場合

決裁時、未だ手数料が納付されていない場合が想定されることから、決裁が終了し、かつ、手数料が納付された日を許可日とすること。

12 審査完了の通知

許可証の交付が可能となった段階で、速やかに申請者に対し審査完了及び許可証等交付の連絡を行うこと。

第5 道路管理者との協議

法第79条、道路法（昭和27年法律第180号）第32条及び命令の規定により、道路管理者との協議を必要とする許可の申請があった場合は、道路工事（作業）の許可に関する協議について（様式第2号）又は道路占、使用に関する協議について（様式第3号）に申請書1通を添付し、速やかに道路管理者に送付して協議すること。

ただし、軽易なものについては、口頭（電話等）により協議することができるものとするが、口頭による協議を行った際は、協議の経緯を記録化した上で、申請書の控えに添付すること。

第6 関係警察署長等との協議

使用する場所（区間）が、他の警察署等の管轄区域にわたる場合又は他の警察署等の交通に著しい障害を及ぼすおそれがある場合は、当該警察署長等と協議して措置するものとする。

第7 本部報告

次の事項に該当する場合は、あらかじめ警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に報告し、指示を受けたうえで措置するものとする。

- 1 前記第5に該当する場合（軽易なものを除く）
- 2 アーケード、地下道、上空通路等の設置のため、道路管理者及び関係機関と協議を要する場合
- 3 マラソン、駅伝等の競技で幹線道路を使用し、一般交通に著しい影響を与える場合
- 4 自動車ラリー、トライアスロン等危険性が高い競技の場合
- 5 管轄区域内で行われる祭礼行事等の許可の申請で、広域にわたって交通規制等を必要とする場合
- 6 前記第3、4の許可の申請があった場合（この場合の報告は、本部警備課を経由して行うものとする。）
- 7 1～6以外の特異な行為に係るもの及び許可の取扱いに疑義がある場合

第8 許可及び許可証の交付

- 1 法第77条第2項の規定により許可をするにあたり、別添1の許可基準によるほか次の事項に留意すること。
 - (1) 特に必要があると認められる場合は、現地調査を行うこと。
 - (2) 条件を付す場合は、行為の内容に応じ具体的かつ明確な条件を付すこと。

また、条件を作成する際は、別添２の許可条件例を参考に作成すること。

(3) 条件を別紙に記載した場合は、道路使用許可証（以下「許可証」という。）と契印すること。

(4) 条件を付した場合（変更し、又は新たに付加した場合を含む。）は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項第１号及び第２号並びに行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項本文の規定による教示事項を申請者に通知すること。

２ 許可証は、原則として当該許可の申請者に交付すること。

この場合において、道路管理者から占用協議を受けて許可するものについては、道路管理者に回答した後に交付すること。

３ 許可の手数料の徴収等については、次により行うものとする。

(1) 「法第７７条第１項の規定による許可申請の手数料及び法第７８条第５項の規定による再交付の手数料の徴収については、山口県使用料手数料条例（昭和３１年山口県条例第１号。以下「手数料条例」という。）及び、山口県使用料手数料条例施行規則（昭和６０年山口県規則第１６号）により行うこと。

(2) 手数料の納付時期については、書面申請の場合は申請時に徴収することとし、電子申請で県証紙により手数料を納付する場合は、許可証の交付前までに徴収すること。

電子納付に係る申請の場合は、前記第４、６(2)の手続きによること。

(3) 手数料条例第４条に規定する手数料の徴収の免除は、次の事項に該当する場合に行うものとする。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 集会、集団行進及び集団示威運動等に関する関係各市条例に基づく公安委員会の許可を受けた場合

ウ 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者に対する許可の場合

エ 消防、避難、救護等の訓練を行う場合

オ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する学校、幼稚園及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の規定により知事に届出又は認可を受けた保育所に対する許可で教育、保育目的のために行う場合

カ 公益を目的に設立された法人又はこれに準ずる団体が、広報活動、寄付金募集活動等を行う場合で公益性があると認められる場合

キ 社会奉仕活動として行われる清掃作業等で、公益性があると認められる場合

第９ 不許可処分の措置

申請書を受理した場合において、当該申請に係る行為が、法第77条第2項各号のいずれにも該当しないため不許可にした場合の手続きは、次によるものとする。

- 1 不許可の処分は、被処分者に対して道路使用許可申請の不許可通知書(様式第4号)を交付するとともに、申請書を還付して行うものとする。
- 2 電子申請により受理した申請で、不許可処分の可能性が認められる場合など、詳細な申請内容の聴取が必要と認められる場合は、申請者を来署させ、
 - 詳細な申請内容の聴取
 - 手数料の徴収(県証紙納付に係る申請の場合)を実施した上で審査すること。
- 3 不許可処分をした場合は、道路使用許可に関する(不許可、取消、停止)処分報告書(様式第5号)により、山口県警察本部長(以下「本部長」という。)に報告すること。

第10 許可条件の変更

法第77条第4項の規定により、条件を変更し、又は新たに付加する場合は、当該許可の申請者に対して、変更又は付加の理由及び条件の内容を明示した条件変更通知書(様式第6号)を交付するとともに、条件変更通知書の控えを申請書の控えに添付しておくこと。

第11 許可の取消し、停止の措置

法第77条第5項の規定により、許可を取消し(以下「取消し」という。)又は許可の効力を停止(以下「停止」という。)とする場合の基準、手続き等は次によるものとする。

- 1 取消しの基準
 - (1) 許可の条件違反により、死亡・重傷等重大な交通事故を発生させた場合
 - (2) 既往において、効力の停止処分を受けた者が、再び条件の違反により、交通の危険又は障害を発生させた場合
 - (3) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために、他の手段がないと認められる場合
- 2 停止の基準
 - (1) 許可の条件違反により、人身の交通事故を発生させた場合
 - (2) 再三の警告にもかかわらず、許可の条件違反により、交通の危険又は著しい交通渋滞を発生させた場合
 - (3) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特に必要と認められる場合
- 3 停止の期間
停止の期間は、交通の危険又は障害を排除するため、特に必要な期間
- 4 取消し、停止の手続

(1) 取消し又は停止を行うに当たっては、写真又は見取図等により違反状況を明らかにした報告書及び当該違反行為に係る関係者の供述調書を作成し、処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。

(2) 警察署長等の行う取消し、停止の処分は次の手続によるものとする。
ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

ア 弁明の方式

弁明は原則として、口頭で行わせるものとする。ただし、被処分者を出頭させることによる負担を軽減するため、1週間以内に弁明書（様式第7号）を提出させることができる。

イ 弁明録取者の指名

被処分者又はその代理人が口頭による弁明をするときは、警察署長等が指名する巡査部長以上の警察官に弁明を録取させること。

ウ 弁明の通知

弁明書が提出されないときは、被処分者に弁明通知書（様式第8号）により、弁明の日時・場所を通知すること。

エ 弁明調書の作成及び提出

弁明録取者は、被処分者又は代理人が口頭による弁明をするときは、弁明調書（様式第9号）を作成し、警察署長等に提出すること。

なお、弁明録取者は弁明の日時の冒頭に予定されている処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事項を被処分者又は代理人に対し説明すること。

オ 代理人、補佐人の選任

被処分者が、弁明の日時・場所に代理人を出頭させ、弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する場合は代理人資格証明書（様式第10号）を提出させること。

なお、代理人が代理人としての資格を喪失したときは代理人資格喪失届出書（様式第11号）を提出させること。

また、口頭による弁明の機会の付与について補佐人を選任することができる。

この場合、補佐人出頭許可申請書（様式第12号）により申請させること。

カ 弁明の日時・場所の変更

被処分者又はその代理人の申し出により又は、職権で弁明の日時・場所を変更することができる。

キ 被処分者の不出頭の場合における措置

弁明の日時に被処分者若しくはその代理人が出頭しない場合、又は弁明書が提出されない場合は、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

- (3) 取消し又は停止の処分は、被処分者に対して、道路使用許可の取消（停止）通知書（様式第 13 号）を交付するとともに、許可証を返納させて行うこと。

なお、この場合停止処分については、許可証に停止処分の期間等を記載したうえで、被処分者に還付すること。

- (4) 前記(1)、(2)、(3)により作成した書類又はその写しを申請書の控えに添付しておくこと。
- (5) 取消し又は停止処分をした場合は、道路使用許可に関する（不許可、取消、停止）処分報告書により、本部長に報告すること。

5 取消し又は停止後の措置

- (1) 許可行為を直ちに中止させること。
- (2) 取消した場合は、速やかに道路を原状に回復する措置を講じさせること。
- (3) 停止した場合は、必要な保安要員の配置、保安施設等の設置、又は状況によって、道路の原状回復等の措置を講じさせるなど、事故防止に当たらせること。

第12 許可証の記載事項の変更

- 1 法第 78 条第 4 項に基づき、施行規則第 11 条の規定による道路使用許可証記載事項変更届（以下「変更届」という。）の提出を受けた場合は、変更事項を調査のうえ、変更に係る事項を許可証に記載して交付するとともに、変更届を申請書の控えに添付しておくこと。
- 2 変更に係る事項が先に受理した申請内容と実質的に異なる場合は、新規の申請を求めること。
- 3 当該行為が道路管理者と協議がなされたものである場合は、前記第 5 の手続によること。

第13 許可証の再交付

法第 78 条第 5 項に基づき、施行規則第 12 条の規定による道路使用許可証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）の提出を受けた場合は、再交付の理由を調査のうえ、再交付するとともに、再交付申請書を申請書の控えに添付しておくこと。

第14 道路使用許可申請処理簿等の作成

- 1 申請書、再交付申請書及び変更届（以下「申請書等」という。）を受理した場合は、申請書等に受理年月日を記載するとともに、道路使用許可申請処理簿（様式第 14 号）に登載し、その処理結果を明らかにしておくこと。
道路使用許可申請処理簿については、1 年間（会計年度）保存すること。
- 2 警察署長等は、長期的工作物設置管理台帳（様式第 15 号）を整理し、保管するとともに、次に掲げる工作物に係る許可証を交付した場合は、長期的工作物設置管理台帳に必要事項を記載し、その許可及び占用の状況を明らかにしておくこと。

- (1) 石碑、銅像又は郵便ポスト
- (2) 電柱類、街路灯、バス停留所表示施設又は電気施設
- (3) アーチ、アーケード又は上空通路
- (4) その他恒久的な工作物

第15 申請書等及び条件変更通知書控えの保存

申請書等及び条件変更通知書の控えは、1年間（会計年度）保存とすること。

第16 許可後の措置

許可（許可証記載事項又は許可の条件を変更した場合を含む。）した場合は、許可条件の遵守状況、事故防止の措置状況等について、現場指導を適正に行うこと。